

届出対象外 の方

医療機関で新型コロナウイルス感染症と 診断された場合の療養について

- あなたは国の基準により、発生届の届出対象外のため、**保健所からの連絡はありません。**
- 国の定めた基準に基づき、一定の期間、療養をしてください。
- **新型コロナウイルス陽性者の方へ大切なお知らせですので、必ずお読みいただき、療養終了まで捨てずに保管してください。**

○療養期間

【症状のある方・あった方】

- ・発症日（熱や咳、咽頭痛などの症状が出た日）から **7日間経過し、かつ、症状軽快後 24時間経過**した場合には8日目から通常の生活に戻れます。
- ・ただし、**10日間が経過するまでは感染リスクが残っています**ので、マスク等の感染予防行動は徹底し、高齢者等の重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所の利用や会食は避けて下さい。

【無症状の方・発症していない方】

- ・療養期間は、原則として検査の翌日から7日間です。
- ・5日目に検査キットで陰性だった場合は6日目に解除できますが、7日間が経過するまでは、マスク等の感染予防行動は徹底し、高齢者等の重症化リスクの高い方との接触や感染リスクの高い場所の利用や会食は避けて下さい。
- ・療養中に症状が出たらその翌日から7日間が療養期間です。

療養期間・待機期間の目安確認ツール を御利用ください→



○療養中の外出自粛について・食料品の買い出しについて

- ・療養期間中は外出（通勤・通学を含む）をせず、ご自宅でお過ごしください。
- ・症状軽快から24時間経過後、または最初から症状がない場合は、マスクを着用するなど感染予防行動を徹底した上で、食料品等の買い出しなどの必要最低限の外出は差し支えありません。
- ・症状が軽快せず、家族や知人等による支援やインターネット・電話による買い物ができない場合などで、食料支援が必要な場合は裏面の連絡先へご相談ください。

○療養中の医療や病気に関する相談について

- ・病気のことで相談したい方や療養生活で不安なことがある場合は、裏面の連絡先へご相談ください。必要な場合は看護師等へおつながりますのでご安心ください。
- ・療養中、受診を希望する場合は、かかりつけ医又は陽性診断を受けた医療機関にご相談ください。

（裏面に続く）

○宿泊療養施設での療養について

- ・独り暮らしで重症化リスクのある方や、重症化リスクのある同居家族がいて接触を避けるのが難しい場合は入所できます。入所後に症状が軽快した場合でも療養期間中は外出できません。施設利用希望がある場合は下記の連絡先へご相談ください。

○濃厚接触者について

- ・同居している方等が濃厚接触者に該当しますので、診断された方からご連絡をお願いします。また、濃厚接触者は、最終接触日（同居の場合は、家庭内で感染予防行動を取り始めた日）から原則5日間の自宅待機をお願いします。

○療養証明書は、発生届の届出対象外のため発行できません。

新型コロナ療養支援に関するお問い合わせ先一覧

お住まい（居住・滞在されている場所）により電話番号が異なります
おかけ間違いにご注意下さい。

静岡市に居住・滞在されている方

（午前9時～午後5時）

静岡市保健所保健予防課

054 - 249 - 3181

（体調悪化時の緊急連絡先：24時間）

静岡市発熱等受診相談センター

054 - 249 - 2221

浜松市に居住・滞在されている方

（体調に関する相談は24時間、その他の療養支援等に関する相談は午前9時～午後5時）

浜松市新型コロナコールセンター

0120 - 368 - 567

県内（静岡市・浜松市以外）に居住・滞在されている方

（24時間）

静岡県新型コロナ療養者支援センター

0120 - 546 - 199

【メモ欄】

陽性と言われた日、病院・クリニック名を記録しておきましょう。

家族内で複数人かかることもあるので誰あてのものか名前を書いておくお問い合わせの際に便利です。